

児童養護施設退所者等自立支援資金
返還免除申請書

年 月 日

沖縄県社会福祉協議会会長 殿

申請者氏名：

借受人との関係（ ）

住所：

電話番号：

貸付番号			
貸付資金	<input type="checkbox"/> 生活支援費 <input type="checkbox"/> 医療費加算 <input type="checkbox"/> 家賃支援費 <input type="checkbox"/> 資格取得支援費		
住 所	〒 - 自宅（ ） 携帯		
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名			
生年月日	平成 年 月 日（ 歳）		

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付要領等に基づき、自立支援資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	《当然免除》1 就業継続（2年・5年） 2 業務上の事由により死亡又は心身の故障 《裁量免除》3 貸付を受けた期間以上の就業 4 その他（ ）			
理由発生年月日	年 月 日			
就業先 の状況	就業先名称		雇用形態	正規 非正規（常勤・非常勤）
	雇用日数	日	週労働時間	週 時間
	所在地	〒 TEL :		
	期間	年 月 日～ 年 月 日（ 年 箇月）		

※必要に応じて裏面もご記入ください。

就業先の状況	就業先名称		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数	日	週労働時間	週 時間
	所在地	〒 TEL :		
	期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)		
就業先の状況	就業先名称		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数	日	週労働時間	週 時間
	所在地	〒 TEL :		
	期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)		
就業先の状況	就業先名称		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数	日	週労働時間	週 時間
	所在地	〒 TEL :		
	期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)		
就業先の状況	就業先名称		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数	日	週労働時間	週 時間
	所在地	〒 TEL :		
	期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)		
就業先の状況	就業先名称		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数	日	週労働時間	週 時間
	所在地	〒 TEL :		
	期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)		

返還免除申請の際には、返還免除申請書と併せて以下のとおり当該事実を証明する書類を添付してご提出ください。

申請理由	添付書類
1	就業期間証明書 (第11号様式)
2	死亡届 (第16号様式)、除籍証明書又は医師の診断書 自立支援資金診断書 (第15号様式)
3	就業期間証明書 (第11号様式)
4	当該事実を証明する書類

【返還免除について】

沖縄県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付要領より一部抜粋

(返還の債務の当然免除)

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 進学者については、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
 - (2) 就職者については、就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
 - (3) 資格取得希望者については、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき、及び2年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- 2 借受人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、借受人又は連帯保証人は、第6条に定める申請の手順と同様の方法で、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第16条 本会会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなった場合
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合
返還の債務の額の一部
 - (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部
- 2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、第6条に定める申請の手順と同様の方法で、返還免除申請書（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。
- 4 裁量免除の額は、就業継続した期間を自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、第1項の（4）の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。